

岩木川漁業協同組合内共第13号

第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、岩木川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第13号 第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、やまめ、いわな、こい、ふな、うぐい、かじか、かわやつめ及びさくらますをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模	
たも網	網口径	最長部1メートル以下

(遊漁の方法、区域及び期間)

第4条 次の表の魚種、漁具・漁法及び期間で遊漁しなければならない。

魚種	漁具・漁法	期間
あゆ	竿 鈎	7月1日～12月31日
こい・ふな・うぐい	竿 鈎	1月1日～12月31日
いわな・やまめ	竿鈎 (まき餌鈎を除く)	4月1日～9月30日
さくらます	竿鈎 (まき餌鈎を除く)	6月1日～7月31日
かじか	たも網・竿鈎 (まき餌鈎を除く)	1月1日～12月31日

かわやつめ

たも網・かぎかけ

10月1日～5月31日

(禁止区域)

第5条 次の区間で水産動物の採捕をしてはならない。

- (1) 北郡中泊町大字芦野地内頭首工の上流端から、上流200m・下流500mまでの区域
- (2) 清瀬橋下流から安東橋下流100mの区域は、9月15日から10月31日までの間は水産動物を採捕してはならない
- (3) 弘前市大字樋の口地内弘前市水道ラバー堰堤上流100m・下流50mまでの区域
- (4) 弘前市大字如来瀬地内統合頭首工の上流端から、上流150m・下流200mまでの区域
- (5) 弘前市大字国吉字高野地内吉井酒造発電堰堤の上流端から、上流100m・下流200mまでの区域。
- (6) 津軽ダムサイトから白神が故郷橋下流端までの区域
- (7) 中津軽郡西目屋村大字川原平字川原沢国有林地内砂防ダムの上流端から上流の岩木川支流域
- (8) 岩木川支流国有林154林班大川魚止脇沢分岐より上流域指定ルート27
- (9) 暗門川暗門大橋上流砂防ダムの上流端から上流の岩木川本支流域及び鬼川辺沢白神ライン入口上流の砂防ダムの上流端から上流域
- (10) 岩木川暗門沢支流国有林林班169・167境界横倉沢上流域指定ルート26
- (11) 岩木川暗門沢支流国有林林班170・171境界西股ノ沢分岐支流ブカケノ沢指定ルート23

2 弘前市大字如来瀬地内統合頭首工下流端から岩木橋上流端までの区域において、カワヤツメを採捕してはならない。

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ・いわな さくらます	15cm
こい さくらます	20cm
ふな・あゆ・うぐい	15cm
かわやつめ	7cm
かじか	30cm
	4cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学児、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは無料とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	竿釣	一日 1,000円 一年 6,000円
こい・ふな・うぐい	竿釣	一日 1,000円 一年 6,000円
いわな・やまめ	竿釣 (まき餌釣をのぞく)	一日 1,000円 一年 6,000円
さくらます	竿釣 (まき餌釣をのぞく)	一日 2,000円 一年 8,000円
かじか	たも網・竿釣 (まき餌釣をのぞく)	一日 1,000円 一年 4,000円
かわやつめ	たも網・かぎかけ	一日 1,000円 一年 4,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、竿釣及びたも網による遊漁の場合には、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 岩木川漁業協同組合（弘前市大字紙漉沢字山越124番地1）
- (2) 弘前市内釣具店
- (3) その他組合が指定する販売店

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁承認証に関する事項)

第9条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁しようとする者は、第7条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ・やまめ・いわな・にじます・ひめます（蓴沼のみ）・うぐい・こい・ふな・うなぎ	手竿釣釣	15,000円
渓流魚	やまめ・いわな・にじます・ひめます（蓴沼のみ）・うぐい・こい・ふな・うなぎ	手竿釣釣	8,000円

- 2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。
青森県内水面漁業協同組合連合会事務所
- 3 第1項の遊漁承認証に記載する事項前条第1項に準ずるものとする。
- 4 遊漁に際しては、当該遊漁承認証を所持しなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、前項の規定に違反した者については、第7条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第10条 遊漁者は遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを掲示しなければならない。
- 2 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は遊漁に際しては、日の出から日没まで遊漁できるものとする。
 - 5 ブラックバス及びブルーギルを採捕した場合は、再放流してはならない。
 - 6 富士見橋上流から統合頭首工下流200メートルまでは友釣専用区とする。
 - 7 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第11条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員で

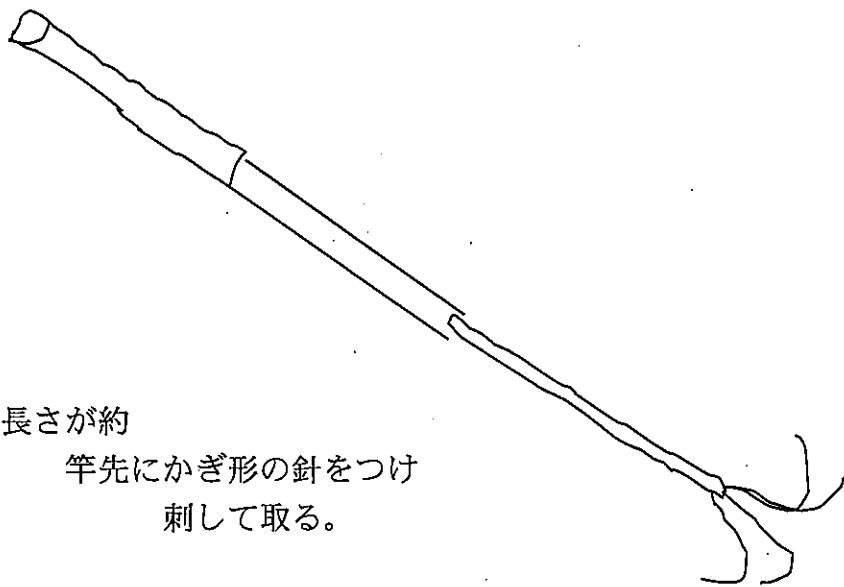
あることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

かぎかけ用漁具



竿の長さが約
竿先にかぎ形の針をつけ
刺して取る。